

独立行政法人福祉医療機構 第3期新中期目標（案）（全体版）

独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

平成●年●月●日

厚生労働大臣
田 村 憲 久

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成25年4月から平成30年3月までの5年とする。

第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項

独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

2 業務管理（リスク管理）の充実

効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。

なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

第3 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。
- (3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。

2 経費の節減

- (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。
 - ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
 - ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。
 - ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。
- (3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。

（注）貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結

果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第4 業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。
特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。
- (3) 福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。

なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。

- (5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。
特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。
- (3) 医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。
- (5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 貸付債権の適正な管理

福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。

(2) 債権悪化の未然防止の取組

- ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むこと。
- ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

(3) 経営が悪化した貸付先等への対応

- ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援すること。
- ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。

ただし、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。

また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。

(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。

- (3) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。
- (2) 外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。
また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。
- (3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。
また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。
- (4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。
- (5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。

(3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とすること。

② 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。

④ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。

なお、策定に際しては以下の点に留意すること。

- ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めること。

(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。

(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。

(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。

(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。

また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。

(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。

- ① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- ② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。
- ③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。

(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3 不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

人事に関する事項

- (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。
- (2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。